

千曲市告示第80号

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月23日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成26年千曲市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(12) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(13) 取扱金融機関 利子補給制度を取り扱う金融機関をいう。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

（利子補給制度の利用対象証明書申請等）

第16条 利子補給制度を利用しようとする申請者は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第13号）を、第5条第1項の規定による申請時に添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）（様式第14号）及び【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（様式第15号）により申請者に証明するものとする。

（利子補給制度の証明取消し）

第17条 市長は、前条に規定する証明後に第7条又は第13条に規定する事由が発生した場合は、当該証明を取り消し、耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書（様式第16号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたことについて、取扱金融機関に連絡しなければならない。

3 補助事業者は、利子補給制度を辞退又は審査落ちした場合は、辞退又は審査落ちした旨の通知の発行を取扱金融機関に依頼し、第6条第1項の規定による申請にこれを添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、第1項及び第6条第2項の規定により補助事業者へ通知するものとする。

（利子補給制度を利用する場合の補助金の額）

第18条 第16条に規定する利子補給制度を利用し、第5条第1項の規定による申請を行う場合の第4条第1項の表に定める住宅耐震改修等事業補助金の額は、対象経費の5分の2以内の額とする。ただし、1戸当たり50万円を限度とする。

様式第2号中

「

②×4/5又は1,000,000円の少ない額 ③×1/2又は 838,000円の少ない額

」を

「

②×4/5又は1,000,000円の少ない額 利子補給制度利用の場合②×2/5又は500,000円の少ない額 ③×1/2又は 838,000円の少ない額
--

」に、

「

(14) 申請者が親族（2親等以内）であるとき、所有者の同意

申請に当たり、私の所有する住宅を耐震改修工事又は除却工事することに、同意します。
--

住宅所有者 署名

」を

「

(14) 申請者が親族（2親等以内）であるとき、所有者の同意

(15) 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明申請書

申請に当たり、私の所有する住宅を耐震改修工事することに、同意します。

住宅所有者 署名

」に

改める。

様式第12号の次に次の様式を加える。

（宛先）千曲市長

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業**【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書**

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内を記入してください。

申請者 （【リ・バース60】の申込人） ※【リ・バース60】のお申込人が2人の場合は、いずれかの方が記入してください。	氏名	フリガナ
	住所	〒（ — ）
	TEL	
	補助申請者氏名	（【リ・バース60】の申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載）
改修する住宅の所在地（地名地番）		
補助事業等名		

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをしてください。

誓約事項	
☐	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用条件を満たしていることを誓約します。 現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時に満たすことを誓約します。
提出書類（いずれかにチェック）	
☐	本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。
☐	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料（補助申請書類）を提出します。 ただし、現時点では提出（取得）できない書類については、補助申請時に提出します。
承諾事項	
☐	次の①から③までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業等の対象とならない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。
②	【リ・バース60】の要件に合致しない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。 【リ・バース60】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。
③	本申請に関する情報（申請者及び補助申請者の情報を含む。）は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業
【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

（融資申込者）

様

千曲市長

年 月 日に提出された「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請について、以下のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	
住宅の所在地	千曲市大字	
耐震改修工事費	円	
補助事業等名		
交付決定額	円	
連絡事項	①	本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース60】の契約までに取扱金融機関に提出してください。提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度が利用できませんので、ご注意ください。
	②	本証明書発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。また、その旨を取扱金融機関に連絡してください。
	③	本証明書の発行後、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の融資を受けなくなった場合は、速やかに市に連絡してください。

※対象となる取扱金融機関が限定されていますので、ご利用にあたっては、独立行政法人住宅金融支援機構のホームページを確認してください。

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業
【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

（融資申込者）

様

千曲市長

年 月 日に提出された「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請について、以下のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	
住宅の所在地	千曲市大字	
耐震改修工事費	円	
補助事業等名		
交付決定額	円	
連絡事項 （融資申込者向け）	①	本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース60】のご契約までに取扱金融機関に提出してください。提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度が利用できませんので、ご注意ください。
連絡事項 （金融機関向け）	②	本証明書発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。申込者からその旨の連絡があった場合は、速やかに住宅金融支援機構に連絡してください。
	③	本証明書の発行後、【リ・バース60】の融資を申込者が辞退された場合又は【リ・バース60】の融資が不承認となった場合は、その旨の通知を申込者に対して発行し、速やかに住宅金融支援機構に連絡してください。

金融機関使用欄	
受付欄	備考

様式第16号（第17条関係）

（融資申込者）

様

千曲市長

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業
【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となる証明について、千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり取り消しましたので、通知します。

1 取消を行う証明内容

証明書発行日	年 月 日
住宅の所在地	千曲市大字

2 取消理由

取消理由	
------	--

附 則

この告示は、令和7年5月23日から施行し、この告示による改正後の千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。